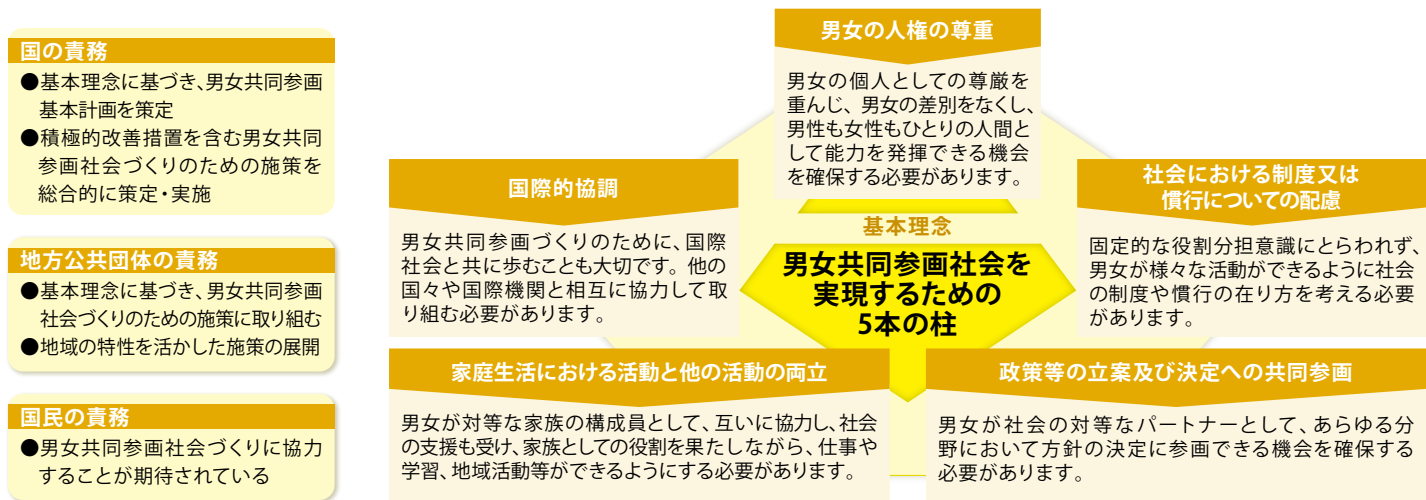


# 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法は、平成11年6月に公布・施行されました。

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念を定め、国、地方公共団体、国民、それぞれの責務を明らかにしています。



## 第4次男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として、平成27年12月25日に第4次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。

第4次基本計画では、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成37年度末までの「基本的な考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めています。

### 基本的な方針（目指すべき社会）

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行<sup>(注)</sup>等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

(注) 勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間労働や転勤が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行。

### 施策の基本的方向と具体的な取組

政策領域Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍	① 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍 ② 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ③ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 ④ 地域・農山漁村・環境分野における男女共同参画の推進 ⑤ 科学技術・学術における男女共同参画の推進
政策領域Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	⑥ 生涯を通じた女性の健康支援 ⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶 ⑧ 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
政策領域Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 ⑩ 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進 ⑪ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立 ⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
政策領域Ⅳ 推進体制の整備・強化	・国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施（予算編成に向けた調査審議等） ・地方公共団体や民間団体等における取組の強化

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が平成27年8月28日に国会で成立しました。

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- ▶女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ▶職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ▶女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

### 基本方針の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- 地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

### 事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は右記の事項を実施。（労働者が300人以下の民間事業主については努力義務）。
- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

### 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。

### その他

- 原則、公布日施行（事業主行動計画の策定について、平成28年4月1日施行。）
- 10年間の時限立法。

【参考】女性の活躍推進企業データベースURL→<http://www.positive-ryouritsu.jp/positivedb/>